

I - 1 一般社団法人静岡県LPガス協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人静岡県LPガス協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、液化石油ガスの公益性に立脚し、消費者及び公共の安全を確保するとともに、業界の自主保安体制の確立と健全なる発展に努め、もって県民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 液化石油ガスの法令、保安技術、機器の安全等に関する調査、研究及び指導
- (2) 液化石油ガスの保安に関する教育、講習会及び国家試験の実施
- (3) 液化石油ガス消費者の安全及び取引適正化に関する啓発及び相談
- (4) 地震等の防災対策に関する調査、研究、指導及び訓練の実施
- (5) 協会誌の発行等の広報活動
- (6) LPガス販売事業者等の経営合理化及びエネルギー対策に関する事業の推進
- (7) 関係行政機関及び関係団体との連携
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、正会員、特別会員及び賛助会員をもって構成する。

- (1) 正会員 液化石油ガスの製造又は販売事業を行うもので、この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 特別会員 自家用として液化石油ガスの製造又は貯蔵の許可を受けたもの及び正会員の委託した事業を行うもので、この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
 - (3) 賛助会員 液化石油ガスの関連事業を行うもの等で、この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員の同意があったとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(種類)

第11条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

(構成)

第12条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(開催)

第13条 この法人の定時社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、必要に応じて開催するほか、正会員の5分の1以上から社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求のあったときに開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 社員総会の招集は、社員総会の日前までにその社員総会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面又は電磁的方法により、通知するものとする。ただし、理事会の決議により出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる場合とは、社員総会の日前までに通知するものとする。
- 3 社員総会の招集に際し、社員総会関係書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、当該社員総会において正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した正会員の中から社員総会において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員)

第19条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 36名以上43名以内
 - (2) 監事 4名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
 - 3 会長以外の理事のうち7名以内を副会長とする。
 - 4 会長及び副会長以外の理事のうち1名を専務理事とする。
 - 5 会長、副会長及び専務理事以外の理事のうち3名を支部長とする。

6 第2項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、第4項の専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第20条** 理事及び監事は、社員総会の決議によって会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。
- 2 会長、副会長、専務理事及び支部長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
 - 3 理事又は監事が欠けたときは、補欠を選任することができる。
 - 4 会長が欠けたときは、第30条第2項の規定に従って理事会を開催し、理事会の決議によって会長を選定する。
 - 5 監事は理事を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第21条** 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、業務を分担執行する。
 - 3 支部長は、支部の運営を統括する。
 - 4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第22条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第23条** 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、いずれも再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事又は監事は、第19条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第24条** 理事又は監事は、社員総会の決議により解任することができる。

(役員報酬等)

- 第25条** 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、専務理事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給す

ることができる。

(名誉会長、相談役及び顧問)

第 26 条 この法人に名誉会長、相談役及び顧問を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長は、この法人の運営全般について会長の諮問に応ずる。
- 3 相談役及び顧問は、この法人の運営全般について理事会の諮問に応ずる。
- 4 名誉会長、相談役及び顧問は、理事会の決議により会長が任免する。
- 5 名誉会長、相談役及び顧問の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、いずれも再任を妨げない。

(職員及び事務局)

第 27 条 この法人の事務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長 1 名及びその他の職員若干名を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議により会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び支部長の選定及び解職

(招集及び議長)

第 30 条 理事会は、会長が招集し、理事会の議長は会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集し、理事会の議長は招集した副会長がこれに当たる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会及び支部

(委員会)

第33条 この法人に委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、15名以内とし、理事会において任期を定めた上で選任し、会長が委嘱する。

3 委員会の委員は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

(委員会の職務)

第34条 委員会は、この法人の業務を執行するに当たり、必要な事項について専門的に調査研究する。

(支部)

第35条 この法人に支部を置くことができる。

2 支部の所管区域等については、会長が別に定める。

3 支部の運営に関する事項は、法令及びこの定款に抵触しない範囲において、理事会の決議により別に定める。

(支部の職務)

第36条 支部は、この法人の事業が円滑に且つ各支部の地域事情に適応して行われるよう本部を補完して職務を執行する。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

4 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 3 号の書類についてはその内容を報告し、第 4 号及び第 5 号の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第 40 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 42 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 補則

(細則)

第 45 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は舘林一樹とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、令和 7 年 6 月 2 日から施行する。